

弁護士法人房総法律 成田事務所

弁護士 吉永 雄二 様

弁護士 後藤 裕造 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課

課 長

質問状に対する回答について

1 第1の4の(2)及び(3)について

本件については、平成28年5月20日付け勧告書の交付後、県教育委員会において事件内容を調査・検討し、その結果、秋葉氏の行為は刑事告発が必要と判断したため、平成29年5月に告発したものです。

秋葉氏は、県立成田北高等学校に教諭として勤務していた平成24年3月末頃から平成27年3月頃までの間、自校の生徒335人分の個人情報を、管理職の許可を受けずに自宅に持ち出し、その情報を利用する権限がないにもかかわらず、本人に無断で利用しました。

これは、実施機関の職員が業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利益を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、県教育委員会として告発したものです。

今回の告発について、検察は不起訴処分としましたが、県教育委員会としては、個人情報の取扱いに対する県民の信頼を損なわないために必要な対応をしたものであり、適切な判断をしたものと考えております。

2 第1の4の(4)について

平成29年11月30日付け回答書の「自己の不正な利用を図る目的で盗用」の表記は、自己の不正な利益を図る目的で利用、すなわち盗用したという意味であり、千葉県個人情報保護条例63条違反の要件に該当するという趣旨です。

3 第2について

報道機関の記事内容について言及することは控えさせていただきます。